

高松市監査委員告示第19号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年7月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知
(包括外部監査)



令和 6 年 7 月 1 日

高 松 市 監 査 委 員

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	システム等の構築等に際し、その後のメンテナンスや法令等の改正への対応も含めた入札等を実施することについて	P24	財政局	契約監理課	R6.6.7
2	意見	管理担当部署で、システム保守等の作業実施確認を行うことについて	P25			
3	意見	システム等の保守料が作業内容に見合うものであるかを検証し、その証跡を残すこと等について	P25			
4	意見	指定管理者の更新及び新規公募に当たり、募集要項等に原則、大規模災害時の対応を記載をすることについて	P65		財産経営課 ファシリティ マネジメント推進室	R6.6.11
5	意見	指定管理者に係る選定時の評価項目に対応したモニタリングの評価項目の見直しについて	P65			
6	意見	指定管理者に係るモニタリング項目の「財政基盤の確保」に「経営状況の確認」項目を追加することについて	P66			
7	意見	モニタリングの際に、指定管理者の自己評価を上回る評価が可能なことを担当部署に周知することについて	P66			
8	意見	非公募施設の指定管理者更新に当たり、選定委員の評価表等に非公募とする理由を記載し、その可否についても選定委員による審査項目として明示することについて	P67			
9	意見	プロポーザル等の公募期間を十分確保することについて	P68			
10	意見	指定管理者選定に関し、選定委員の評価内容を担当部署に情報提供することについて	P70			
11	意見	指定管理者の選定等において、選定委員間で評価に大きな差異が見られる場合には、委員間で判断理由等を話し合い、議事録等を作成することについて	P71			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
12	意見	プロポーザル等による評価方法の見直しについて	P71	財政局	財産経営課 ファシリティ マネジメント推進室	R6.6.11
13	意見	指定管理者が発行する領収書の記載事項を定めて周知することについて	P80			
14	意見	事業協同組合が指定管理者となる場合に、実施業者の決定方法や業務分担の状況等を把握できるよう、募集要項等に定めることについて	P80			

※ 意見 . . . 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	システム等の構築等に際し、その後のメンテナンスや法令等の改正への対応も含めた入札等を実施することについて	
意 見 の 内 容	入札等により、システムや特殊機器等、構築・設置後の専門的なメンテナンス（保守）が必要なものの新規構築の実施者を選定する場合には、保守も含めて実施者を決定すること、法令等の改正に伴い、頻繁に改訂が必要なシステム等にあつては、改訂への対応も含めて、実施者を決定することを原則とする必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P24	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月7日
所 管 課 等	財政局 契約監理課
措 置 結 果	本件意見について、システム等のメンテナンスに関しては、各課においてシステム等を調達する際、導入に要する費用として運用や保守に係る費用を含めて検討した上で、新規構築の実施者を選定しているが、導入時点では、基礎自治体が法令等の改正を予測することは難しく、また、導入時の契約金額が高額となる可能性があることから、原則、法令等の改正に伴う将来的な改修を見越した契約を締結することは困難な状況である。 ただし、法令等の改正頻度が高い場合は、費用の削減につながる面もあることから、令和6年5月に、各取扱主任等事務説明会の資料により、各課において法令等の改正の規模や頻度を勘案し、導入の際には、改正に伴う改修を見越した契約も検討するよう周知した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	管理担当部署で、システム保守等の作業実施確認を行うことについて	
意 見 の 内 容	システム等の保守等の作業報告書は、管理担当部署で入手し、作業が実施されたことを確認する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P25	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月7日
所 管 課 等	財政局 契約監理課
措 置 結 果	本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和6年5月に、各取扱主任等事務説明会の資料により、管理担当部署において作業報告書等を確認し、システム保守等の検収を行うよう周知した。 なお、本件意見の対象である文化芸術振興課においては、システム保守等の作業実施の確認について、実施事業者から、指定管理者と併せて文化芸術振興課へ作業報告書を提出する運用に改め、4年2月から管理担当部署が作業実施を確認することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	システム等の保守料が作業内容に見合うものであるかを検証し、その証跡を残すこと等について	
意 見 の 内 容	システム等の保守については、作業報告等から、作業内容が保守料に見合うものであることを検討する必要がある。保守の工数表、保守料の比較検討表などを作成し、検討を行った証跡を残すことが望まれる。月次あるいは半期程度の工数表等を作成することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P25	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月7日
所 管 課 等	財政局 契約監理課
措 置 結 果	本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和6年5月に、各取扱主任等事務説明会の資料により、システム等の保守については、作業内容が保守料に見合うものであることを検証するよう周知した。 なお、本件意見の対象である文化芸術振興課においては、4年2月から、実施事業者からシステム等の保守に係る作業報告書の提出を求め、作業内容が保守料に見合うものであることを検証することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者の更新及び新規公募に当たり、募集要項等に原則、大規模災害時の対応を記載をすることについて	
意 見 の 内 容	更新及び新規公募にあたり、大規模災害時の対応について、記載することを原則とすることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P65	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、令和元年度から、指定管理者の更新及び新規の公募に合わせて、施設所管課が作成する募集要項及び基本協定書に、災害時における指定管理者に求められる対応として、「速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対してその内容を通報」し、「市から避難所等運営の支援について要請があった場合には、市に協力」するよう記載することとしている。 しかしながら、3年度時点では、一部の施設において基本協定書等への記載がなされていなかったため、4年度から、未記載の施設の所管課に対し、指定管理者の更新及び新規に公募する際には、基本協定書等への記載について、指示を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者に係る選定時の評価項目に対応したモニタリングの評価項目の見直しについて	
意 見 の 内 容	高松市は、申請時の提案内容に対して、管理状況の評価（モニタリング）を行っている。環境に対する対応については、選定時に評価対象としている一方、モニタリングの評価項目には含まれていない。モニタリングの評価項目が、選定時の評価項目に対応されるように、随時モニタリングの評価項目を見直す必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P65	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、従前から、モニタリングにおける評価項目として、「個人情報 の保護、情報公開、環境への配慮」を定めているが、監査結果を踏まえ、昨今の脱炭素 社会への転換や「グリーンインフラ」といった、環境問題の関心の高まりを考慮し、令 和6年度から、「環境面への配慮」を独立した評価項目として設定することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者に係るモニタリング項目の「財政基盤の確保」に「経営状況の確認」項目を追加することについて	
意 見 の 内 容	モニタリング項目4として、財政基盤の確保という項目がある。これに対して、評価細目で対応すると思われる項目は、収支計画と執行管理である。指定管理者には、民間事業者も多く、選定時には、財務諸表等の提出を求める。指定期間の間に、経営状況が変動することも予測できることから、公募施設のモニタリングに当たっては、主要な計算書類を入手しているとのことである。財政基盤の確保という項目には、経営状況の確認という項目を入れる必要があるように思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P66	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、従前から、モニタリングにおける評価項目として、「施設運営の健全性の確保」を定めており、事業者の財務諸表等に基づき経営状況を確認しているが、監査結果を踏まえ、令和6年度から、評価項目の趣旨をより分かりやすくするため、「施設運営の健全性の確保（経営状況の確認を含む）」に表記を変更した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	モニタリングの際に、指定管理者の自己評価を上回る評価が可能なことを担当部署に周知することについて	
意 見 の 内 容	モニタリングの際には、自己評価に比べて担当部署の評価が低い場合のみ、評価差が認識されていると思われる。評価については、指定管理者の自己評価を上回る評価を行うことも可能であり、その点について、担当部署に周知することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P66	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、従前から、施設所管課に評価を依頼する際に、指定管理者の自己評価によることなく、統一的な評価基準に基づいた評価を行うよう周知しているが、令和6年度から、施設所管課へのモニタリング実施通知文及び記載例において、施設所管課の評価が指定管理者の自己評価を上回ることが可能である旨の表記を追加した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	非公募施設の指定管理者更新に当たり、選定委員の評価表等に非公募とする理由を記載し、その可否についても選定委員による審査項目として明示することについて	
意 見 の 内 容	非公募施設の指定管理者更新に当たっては、非公募とする理由を記載し、非公募とすることの可否についても、選定委員による審査項目として、審査表等に明示することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P67	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度に更新する非公募施設分から、高松市公の施設指定管理者選定委員会において、調査審議する項目として、非公募理由を明示するほか、当該理由を本市ホームページに公表した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	プロポーザル等の公募期間を十分確保することについて	
意 見 の 内 容	高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P68	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、令和4年度から、募集要項の配布期間を約2週間から約1か月に延長することとし、十分な公募期間を確保した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者選定に関し、選定委員の評価内容を担当部署に情報提供することについて	
意 見 の 内 容	選定後の指定管理者の管理に役立てるためにも、選定委員の評価内容を担当部署に渡す必要があると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P70	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、従前から、施設所管課に高松市公の施設指定管理者選定委員会の評価内容を含めた選定結果の概要以外にも、施設所管課からの依頼に応じて、より詳細な評価内容を提供している。 なお、監査結果を踏まえ、令和5年度から、施設所管課が当該選定委員会において議論される内容を詳細に把握するなどのため、指定管理者申請団体のプレゼンテーションや指定管理者候補者の決定等に係る当該選定委員会への同席を求めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者の選定等において、選定委員間で評価に大きな差異が見られる場合には、委員間で判断理由等を話し合い、議事録等を作成することについて	
意 見 の 内 容	指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P71	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、従前から、高松市公の施設指定管理者選定委員会の候補者選定に際して、委員間での評価に大きな差異がある場合は、当該選定委員会において、各委員の判断根拠等を協議することとしている。 なお、監査結果を踏まえ、令和4年度から、評価理由等を記載した、指定管理者候補者の選定結果を会議録の代わりとして作成し、本市ホームページで公表した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	プロポーザル等による評価方法の見直しについて	
意 見 の 内 容	プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合の評価表について、評価は共通した5段階評価などとし、評価の判断基準も、非常に優れているが5、優れているが4などと明示することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P71	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、高松市公の施設指定管理者選定委員会の候補者選定における評価について、評価段階を細かく設定し、より厳正な評価とするため、従前から、共通した10段階評価による採点基準を定めており、今後も当該基準により、プロポーザル方式による適正な公募選定業務を実施することとする。 なお、監査結果を踏まえ、令和5年度から選定委員に対し、改めて採点基準について、詳細な説明を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	指定管理者が発行する領収書の記載事項を定めて周知することについて	
意 見 の 内 容	利用料金を指定管理者が収納する場合、領収書の記載要件については、利用日、利用施設、料金等の記載事項を定め、領収者も、高松市の施設であり、その施設の指定管理者として企業名を付す形とすることについて、指定管理担当部署で、ルール化して周知することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P80	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、指定管理者が発行する領収書の取扱いについて、必須の記載事項を定め、施設所管課に対して、毎年、周知することとしている。 また、6年度から、領収書の記載事項に係る通知文を、全職員が閲覧可能なデータ形式で保存することで、継続的な周知に努めている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事業協同組合が指定管理者となる場合に、実施業者の決定方法や業務分担の状況等を把握できるよう、募集要項等に定めることについて	
意 見 の 内 容	高松市は、調達行為をする行政の責任において、指定管理者である組合が実際の実施業者をどのように決めているのか、業務分担がどのように行われているのかについて、十分に把握できるよう、募集要項等を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P80	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月11日
所 管 課 等	財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、募集要項等で、指定管理業務を実施する組合員の決定方法や業務分担の状況が把握できる書類を提出するよう定めることとし、実施業者の決定方法や業務分担の状況等を把握することとした。